

【地下水のみご使用の方へ】

世帯人員変更届出書の提出について

日頃から市の下水道事業にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、地下水（井戸水）のみをご使用されているご家庭の下水道使用料は、住民基本台帳の世帯人員をもとに算出しておりますが、学生や入院等で実際は同居されていない場合は、「世帯人員変更届出書」により、実人員で算出することとしております。

下水道の利用人員が住民基本台帳の世帯人員と異なる場合は、右の記入例の要領で世帯人員変更届出書を記入され、証明書類を添えて提出されますようお願いいたします。

なお、再度、同居される場合には、必ずご連絡いただきますようお願いいたします。

（注意）

- ・提出される場合は、事前にご連絡をお願いします。
- ・下水道使用料の算定上、10日以内にご提出ください。
- ・ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

【連絡先】

八女市上下水道局 下水道総務係

電話 0943-23-1148

様式第16号（第16条関係）

（記入例）

世帯人員変更届出書

令和〇〇年××月△△日

八女市長

届出者（使用者）

住所 八女市〇〇町××番地△△

□□アパート◇◇号室

氏名 八女 太郎

電話番号 0943-〇〇-××××

下水道使用料に係る世帯人員の変更がありましたので、八女市下水道条例施行規程第16条第1項第2号の規定により届け出ます。

設置場所	八女市 〇〇町××番地	確認番号	第 号
変更内容	氏名	八女 姫子	
	転出先	〇〇県××市△△番地 〇〇コーポ□棟◇◇号室	
	変更期間	令和〇〇年××月△△日 ~ 年 月 日	
	変更の理由	進学（入院）のため	
※ 転出の場合、証明書類の添付ができない場合は、本欄の証明が必要。 ※ 添付書類 賃貸住宅の契約書の写し又は遠隔地においては就業証明、在学証明等の転出先を証明できる書類を提出すること。			

証明する書類（次のうち、いずれか1つのコピーを添付）

- ・別居の場合：「アパート等の賃貸契約書」、「公共料金の請求書・領収証等」、「遠隔地の学生の場合は学生証」
- ・入院・入所等の場合：「病院等の請求書・領収証等」